

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年7月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600044号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600039号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年12月30日の標準賞与額を20万円、令和2年8月11日及び同年12月21日の標準賞与額をそれぞれ10万5,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月30日、令和2年8月11日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成26年12月30日、令和2年8月11日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月
② 平成25年12月
③ 平成26年12月
④ 平成27年8月
⑤ 平成27年12月
⑥ 平成28年12月
⑦ 平成29年8月
⑧ 平成29年12月
⑨ 平成30年8月
⑩ 平成30年12月
⑪ 令和元年8月
⑫ 令和元年12月
⑬ 令和2年8月
⑭ 令和2年12月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑭までの賞与が支給され、厚生年金保険料

を控除されていたが、厚生年金保険の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、A社の元経理担当者が所持していた健康保険被保険者賞与支払届（正）の写し及び複数の同僚に係る賞与支払明細書により、請求者は、請求期間③に20万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑬及び⑭について、事業主が日本年金機構に回答した同僚対象者リスト、事業主の陳述及び複数の同僚に係る賞与支払明細書により、請求者は、請求期間⑬及び⑭にそれぞれ10万5,000円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日については、上記の賞与支払明細書により、請求期間③は平成26年12月30日、請求期間⑬は令和2年8月11日、請求期間⑭は同年12月21日とすることが必要である。

事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月30日、令和2年8月11日及び同年12月21日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②及び④から⑫までについて、事業主は、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料はない旨回答している上、請求者も当該期間における賞与支払明細書を保管していない。

また、事業主及び請求者は、すべての請求期間における賞与は現金支給であったと陳述しているほか、請求期間当時に請求者が居住していたB市の担当者は、年間の所得額や社会保険料額が確認できる資料について、保存期間が経過している又は、請求者の所得が申告されていないことから資料はない旨回答及び陳述しており、請求者の請求期間①、②及び④から⑫までに係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び④から⑫までの賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び④から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600046号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2600007号

第1 結論

昭和58年4月から同年6月までの請求期間及び同年7月から平成元年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで
② 昭和58年7月から平成元年3月まで

昭和62年に入社した会社の専務の勧めにより、平成元年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、すぐにA市内の社会保険事務所と思われる場所で請求期間①の国民年金保険料を遡って現金で納付し、手書きの領収書を受け取ったことを記憶している。その後は、毎月の国民年金保険料納付と併せて請求期間②の保険料を遡って納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、社会保険事務所(当時)と思われる場所で過年度の国民年金保険料を遡って現金で納付した際に手書きの領収書を受け取り、その後、残りの過年度保険料を毎月納付した旨主張しているところ、当時、社会保険事務所において過年度保険料を納付することは可能であったこと等から、請求者の保険料の納付方法に関する記憶と当時の取扱いは符合する。

しかしながら、オンライン記録により、請求者の国民年金被保険者資格を遡って取得する処理は、平成3年6月3日に行われていることが確認できる上、請求者の国民年金手帳記号番号「*」(後に、基礎年金番号「*」に統合。)は、その前後の番号の被保険者の記録状況によりA市において平成3年5月末頃に払い出された番号と推認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続きを行ったと認められ、当該加入手続き時点において請求期間の国民年金保険料(昭和58年4月から平成元年3月までの保険料)は、納期限(翌月末日)から2年を経過しており、国民年金法(当時)第91条及び同法第102条第3項の規定により、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅しているため、納付することはできない。

したがって、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に「*」とは別の国

民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索並びに年金情報総合管理・照合システムによる紙台帳及びマイクロフィルムの検索を行っても、請求者に別の番号が払い出されていたことは確認できない。

また、請求者が請求期間当時に勤務していたとするB社に係る閉鎖登記簿謄本及びオンライン記録により、請求者が記憶する専務と同姓同名の人物が確認できるが、既に亡くなっているため、当時の状況について照会することはできず、同社の事業主は、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる資料（源泉徴収票や年末調整に関する資料等）は保存していないと回答しており、請求者が請求期間当時に居住していたとするA市は、請求者に係る国民年金の加入記録は保存年限経過により確認できないと回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求者の請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。